

指定事業者処分基準（排水設備工事）

区 分	処 分 事 由	処分の内容
指定要件違反	事業所ごとに責任技術者を専属させていないこと（指定事業者の指定を受けた日又は責任技術者が欠けるに至った日から2週間以内に責任技術者を専属させないこと。）。	指定の取消し
	排水設備工事を行うための機械器具を有しないこと。	指定の取消し
	愛知県、岐阜県又は三重県の区域内に事業所を有しないこと。	指定の取消し
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること（指定事業者が法人である場合は、その役員を含む。）。	指定の取消し
	無断接続をすること。	指定の取消し又は6月以下の指定の効力の停止
	必要な道路占用許可その他の許認可を受けずに排水設備工事を施行すること。	6月以下の指定の効力の停止
	工事の施行上の安全管理を怠り、当該工事に従事する者に危害を与えること。	3月以下の指定の効力の停止
	工事の施行上の安全管理を怠り、第三者に危害を与え、又は被害を及ぼすこと。	6月以下の指定の効力の停止
	市長の承認又は許可を受けずに排水設備工事を施行すること。	6月以下の指定の効力の停止
	施行した排水設備工事について、完了検査を受けないこと。	6月以下の指定の効力の停止
	特別の理由がないのに、市長の指示又は指導に従わないこと。	3月以下の指定の効力の停止
責任技術者専属等	一の責任技術者を2以上の事業所において選任し、その職務に支障があること。	3月以下の指定の効力の停止
義務違反	責任技術者の選任又は解任の届出をしないこと。	指定の取消し

指定事業者処分基準（排水設備工事）

区 分	処 分 事 由	処分の内容
届出義務違反	次に掲げる事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称又は所在地 ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 法人にあっては、役員の氏名 ・ 責任技術者の氏名又は免状の交付番号 	指定の取消し
	排水設備工事の事業の廃止、休止及び再開の届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。	指定の取消し
事業の運営基準違反	正当な理由なく排水設備工事の申込みを拒んだこと。	6月以下の指定の効力の停止
	自己の名義をもって、他人に排水設備工事の事業を行わせたこと。	6月以下の指定の効力の停止
	市の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行しないこと。	6月以下の指定の効力の停止
	下水道法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、津島市下水道条例その他の法令で定める基準に適合しない排水設備等を設置すること。	6月以下の指定の効力の停止
	下水管及び排水用具の切断、加工、接合等に適しない機械器具を使用すること。	3月以下の指定の効力の停止
工事施行に関する義務違反	排水設備等の検査に当たり、当該排水設備等に係る排水設備工事を施行した事業所に専属させている責任技術者を検査に立ち合わせることを求められ、正当な理由なくこれに応じないこと。	3月以下の指定の効力の停止
	その施行した排水設備工事に関し必要な報告若しくは資料の提出を求められ、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。	3月以下の指定の効力の停止
	その施行する排水設備工事が下水道の施設の機能に損害を与え、又は与えるそれが大であること。	6月以下の指定の効力の停止
不正申請	不正の手段により指定を受けたこと。	指定の取消し